

～ 地域包括ケアシステムと在宅医療・介護連携の推進 ～

平成29年度 訪問看護推進協議会

平成30年3月22日（木）

奈良県 健康福祉部 地域包括ケア推進室

新しい地域支援事業の全体像

<見直し前>

介護保険制度

<見直し後（H27年4月～※経過措置有）>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

介護給付（要介護1～5）

現行と同様

介護予防給付（要支援1～2）

- 訪問看護、福祉用具等
- 訪問介護、通所介護

事業に移行

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

全市町村で実施

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

多様化

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

充実

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
（要支援1～2、それ以外の者）

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス（配食等）
 - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業

H29年4月からは全市町村で実施

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営（左記に加え、地域ケア会議の充実）

充実

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）
- 生活支援サービスの体制整備（コーディネーターの配置、協議体の設置等）

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域包括ケアシステム構築の推進

新しい地域支援事業（包括的支援事業）は、専門職を**まとめる**「**葉っぱ事業**」と多様な主体を**まきこむ**「**土事業**」で構成される。包括ケア構築に向けた取組の土壌となるのが「**生活支援体制整備事業**」

認知症総合支援事業
(土+葉っぱ)

専門職と地域の
両輪で支えるこ
とが必要



在宅医療・介護(多職種)連携推進事業(葉っぱ事業)

・医療・介護等の専門職が連携し、高齢者の在宅生活を支える。

- 良い土(生活支援体制整備事業)がなければ、良い葉っぱ(多職種連携)が育たない
- 地域包括ケアシステムの構築は、地域づくりと捉え、住民等地域の多様な主体が参画し、繋がりと互助の仕組みを再構築する

生活支援体制整備事業(土事業)

- ・住民主体の取組等、地域の多様な主体による生活支援体制の整備を推進し、高齢者の在宅生活を支える。(地域づくり)
- ・**県は、市町村における生活支援体制整備のための協議体及び生活支援コーディネーターの活動の充実を重点的に支援**

イラスト出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

平成29年6月1日開催：近畿厚生局地域包括ケア推進課主催「地域包括ケア初任者合同セミナー」における、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
社会政策部長 上席主任研究員 岩名 礼介 氏の講演を基に作成

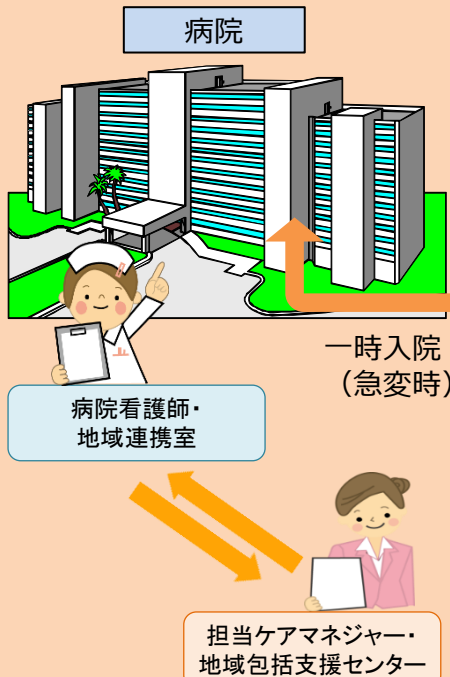
地域包括ケアシステムにおける在宅医療・介護連携の推進

入退院調整ルールの特定

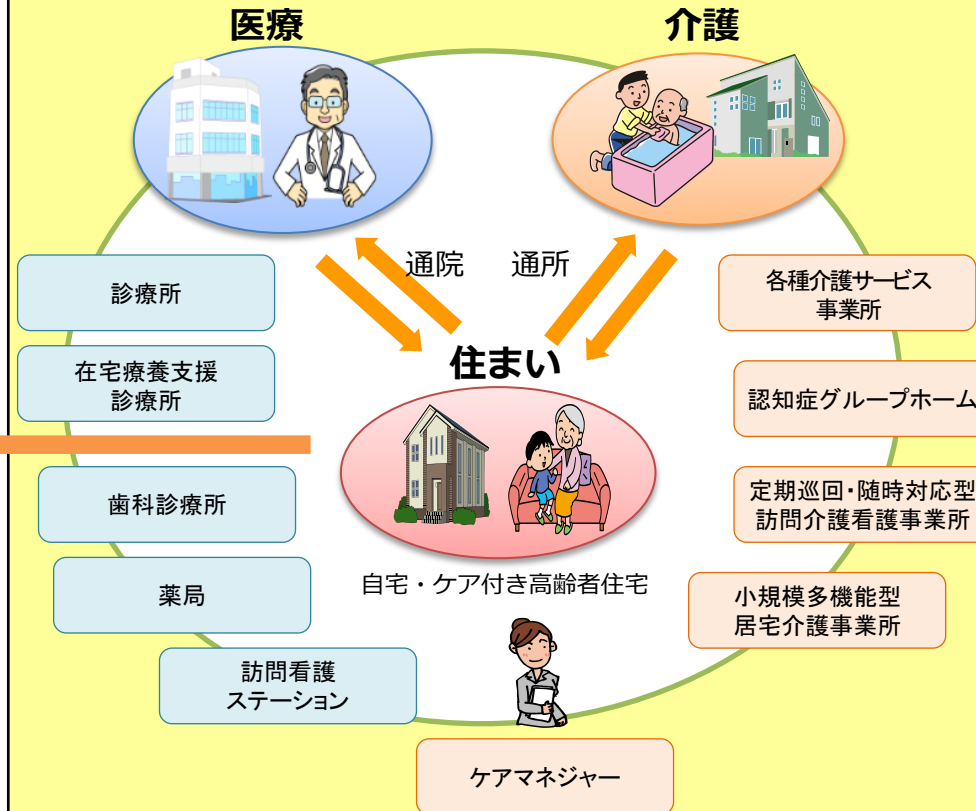
質の高い在宅医療・介護の提供のための多職種連携・協働

① 入退院支援

自宅等へのスムーズな移行のための情報の受け渡し
(退院の5日以上前)



② 生活の場における医療・介護連携



③ 看取り

住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施



退院調整ルールづくり推進事業

- 病院と住まいの間の円滑な移行と在宅での支援に繋げるための医療（病院）と介護（ケアマネ）の連携
- 病院とケアマネジャーが圏域における退院調整ルールについて、直接協議することで、自分たちでつくったルールとして運用される。また、事業の効果は半年おきの退院調整状況調査で点検

【平成27年度】

- ・東和医療圏で退院調整ルールづくりの取り組みを実施
6病院（奈良県総合リハビリテーションセンター、宇陀市立病院、国保中央病院、済生会中和病院、山の辺病院、辻村病院）
- ・平成28年度は退院調整ルール運用後の効果や課題について協議し、入退院連携マニュアルの見直しを実施及び退院調整状況調査による点検を実施。**平成29年度は、圏域の訪問看護師がルールの運用や見直しに参画**
- ・退院調整ルールの策定・運用を通じて、病院とケアマネジャー、訪問看護師との連携が進む

【平成28年度】

- ・橿原市が中心となり、高取町、明日香村とともに退院調整ルールづくりに取り組む
橿原市・高取町の10病院（奈良県立医大病院、平成記念病院、平成まほろば病院、平尾病院、大和橿原病院、万葉クリニック、樋上病院、錦織病院、橿原リハビリテーション病院、飛鳥病院）、平成29年2月21日のキック・オフ会議によりルールの運用を開始

【平成29年度】

- ・郡山保健所がコーディネーター役となり、西和7町で退院調整ルールづくりに取り組む。（H30.2.15 キックオフ）
 - ・奈良市、大和郡山市、生駒市においても、各市内の病院が参画し市単独の退院調整ルールの策定に取り組む
- ※南奈良総合医療センター、訪問看護ST、薬局が、南和協議会のワーキングにより

【平成30年度】

- ・吉野保健所がコーディネーター役となり、南和圏域12市町村で退院調整ルールの策定に取り組む予定
- ・異なる退院調整ルールの地域に入退院や転院する場合の課題を把握し、解決に向けた適切な運用方法を検討するため、**広域調整会議**を開催

医療・介護連携の推進に向けた仕組みづくり

入退院調整ルール策定の取り組み状況

【平成29年度予定】

市単独での取り組み
生駒市

【平成29年度検討】

市単独での取り組み
奈良市

【平成27年度】

東和医療圏域における
入退院調整ルールづくり
(都道府県医療介護
連携調整実証事業)
桜井市、宇陀市、川西町
三宅町、田原本町
曾爾村、御杖村

【平成29年度目途】

市単独での取り組み
大和郡山市

【平成29年度実施】

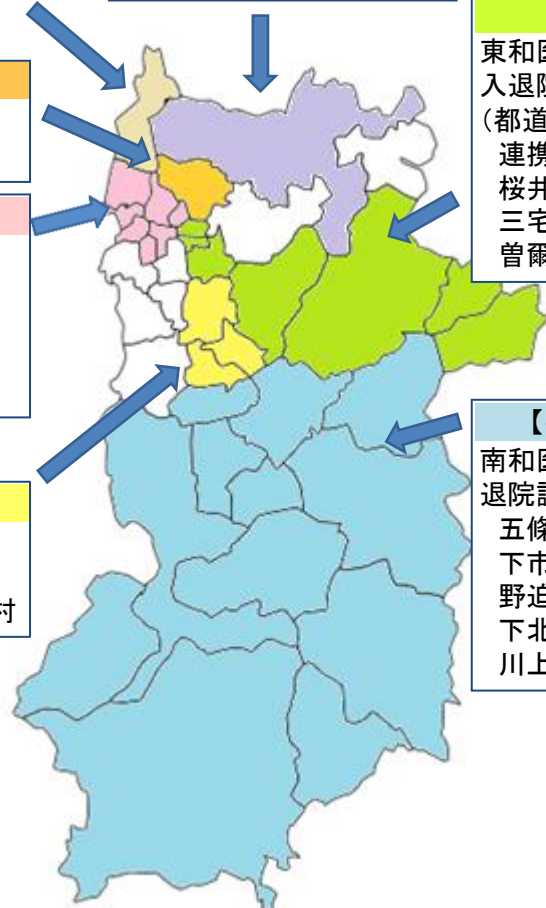
西和地域7町 在宅医療・
包括ケア推進プロジェクト
平群町、三郷町、斑鳩町
安堵町、上牧町、王寺町
河合町

【平成28年度】

橿原市退院調整ルール
づくり推進事業
橿原市、高取町、明日香村

【平成30年度予定】

南和医療圏域における
退院調整ルールづくり
五條市、吉野町、大淀町
下市町、黒滝村、天川村
野迫川村、十津川村
下北山村、上北山村
川上村、東吉野村



入退院調整ルールの策定は、「医療」と「介護」という異分野の連携を進めるきっかけ

I. 入退院調整ルール策定の普及拡大

- ▶ H27 7市町村
- H28 3市町村
- H29 9市町村で実施
- ▶ H30 12市町村（予定）

<参考>

H27年度策定の東和医療圏における運用状況

【退院調整率】

(H27.6) (H28.6) (H29.1) (H29.6)
50.6% → 64.7% → 76.9% → 82.1%

【入院時情報提供書の提出率】

30.2% → 61.8% → 64.3% → 60.5%

II. 入退院調整ルールの充実

- ▶ 退院調整ルール運用後の効果や課題について協議し、ルールの見直しを実施及び退院調整状況調査による点検を実施。

<県の役割>

- ▶ 保健所が市町村の広域的な連携をコーディネートし、市町村の取り組みを支援
- ▶ 地域包括ケア推進支援チーム（地域包括ケア推進室、地域医療連携課、保健所）によるノウハウの提供等

<市町村の役割>

- ▶ 入退院調整ルールの策定における、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等との連絡・調整・取り纏め等

在宅医療・介護連携の推進



地域包括ケア推進室

トップへもどる

関連リンク



介護保険の制度と利用方法



医療と介護の両方が必要になっても、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるために、医療と介護の連携が重要であり、市町村が中心となって、地域の医師会等と連携して在宅医療・介護を一体的に提供できる仕組みづくりを目指しています。

在宅医療・介護連携の推進に係る全国担当者会議（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=190816>

都道府県医療介護連携調整実証事業について

医療や介護が必要になっても、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における医療と介護の関係機関が連携して円滑な退院支援に取り組み、介護が必要な高齢者が安心して入退院ができる環境をつくることを目的として平成27年度は、厚生労働省のモデル事業である「都道府県医療介護連携調整実証事業」に参加しました。

対象地域：東和医療圏の内旧桜井保健所管内の2市3町2村

- 策定されている退院調整ルールのマニュアルや様式は、各地域の事務局のホームページ上で公開されています。
※H30.2.1現在は東和医療圏7市町村（事務局：中和保健所）、橿原地区（事務局：橿原市）が公開
- 県地域包括ケア推進室のホームページにリンクを貼っていますので、ご活用ください。

奈良県トップページ > 県の組織 > 健康福祉部 > 地域包括ケア推進室 > 在宅医療・介護連携の推進

URL : <http://www.pref.nara.jp/42284.htm>

【平成29年度】

- ・郡山保健所がコーディネーター役となり、西和7町で退院調整ルールづくりに取り組む。(H30.2.15 キックオフ)
 - ・奈良市、大和郡山市、生駒市においても、各市内の病院が参画し市単独の退院調整ルールの策定に取り組む
- ※ 南奈良総合医療センター、訪問看護ST、薬局による、南和協議会ワーキングを開催
(病院・訪看・薬局が連携し、在宅療養における服薬管理や衛生材料・治療材料等に係る課題への対応策を検討)

【平成30年度】

- ・吉野保健所がコーディネーター役となり、南和圏域12市町村で退院調整ルールの策定に取り組む予定
- ・異なる退院調整ルールの地域に入退院や転院する場合の課題を把握し、解決に向けた適切な運用方法を検討するため、広域調整会議を開催

平成30年度の取り組み

- 県：地域包括ケア推進室・地域医療連携課・保健所がチームとして、
 - ・市町村における在宅医療・介護連携推進事業(地域支援事業)の着実な進捗に向けた支援
 - ・市町村域を越えた広域的な連携に向けた調整
- 市町村における地域マネジメント力向上に向けたセミナー等の開催
 - ・介護予防や生活支援体制整備、総合事業の一体的な取組の推進による地域包括ケアシステムの構築と深化を目指す